訪問介護事業者向け　駐車場シェアサービス実証実験参加規約

第 1 条（目的）
本規約は、名古屋市健康福祉局介護保険課(以下「介護保険課」という)が、[ヤマダイ瑞穂店]（以下、「協力店舗」という）において、[訪問介護事業者]（以下、「利用者」という）の、訪問介護時の駐車場確保を目的として、協力店舗が管理する駐車場の一部を無償で提供頂き実証実験を行う際の使用条件を定めるものです。

第 2 条（利用対象者および利用時間）
1. 本駐車場を利用できる者は、介護保険課に対して申請し駐車標章の交付を受けた利用者とし、標章に利用者の連絡先を利用者自らが記載することについて承諾した者とします。
2. 利用可能時間は、平日　日中：午前 10 時～午後 6 時 /いずれも 店舗の営業日かつ時間内とします。

第 3 条（駐車料金）
本駐車場の利用料金は無償とします。

第 4 条（遵守事項）
利用者は、本駐車場の利用に際し、以下の事項を遵守しなければなりません。
1. 駐車場内では徐行し、他の歩行者や車両に十分注意して走行すること。
2. 指定された駐車区画（白線内）に正しく駐車すること。
3. 駐車中は必ずエンジンを停止し、アイドリングストップに努めること。
4. 駐車場内での洗車、車両の修理、その他駐車目的以外の行為を行わないこと。
5. 利用時間外の駐車、および車両の留置（泊まりがけの駐車など）は行わないこと。
6. 利用者は駐車スペース利用に伴う苦情、車の移動要請には必ず対応しなければならない
7. 利用者は可能な限り協力店舗での買い物に協力すること
8. 満車時には利用できないこと
9. 利用時には駐車標章を決められた場所に掲示すること
10. 交付を受けた駐車標章を第三者へ転貸しないこと
11. 騒音を発したり、ゴミを放置したりするなど、近隣住民や他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。
12. 協力店舗に対して、実証実験に関わる苦情や問い合わせを行わないこと。

第 5 条（免責事項）
介護保険課及び協力店舗は、駐車場内における以下の事由について、一切の責任（損害賠償責任を含む）を負いません。
1. 車両相互や人身との衝突、接触などによる事故。
2. 車両または車載物の盗難、紛失、破損、汚損。
3. 天災地変、火災、暴動等、不可抗力による損害。
4. 利用者自身の不注意や、第三者の行為によって生じた損害。
5. 利用を停止されたことによる損害

第 6 条（損害賠償）
利用者が本駐車場の施設、設備、または協力店舗の他の利用者や第三者に損害を与えた場合、利用者はその損害を自己の責任と費用において賠償しなければなりません。

第 7 条（違約金および措置）
1. 第 2 条に定める利用時間を超えて無断駐車をした場合、または違法に駐車した場合、協力店舗は当該車両を移動、または施錠等の措置を取ることができるものとします。
2. 前項の場合、移動や保管に要した費用はすべて利用者の負担とします。

第 8 条（規約の変更）
介護保険課は、必要と認めた場合、利用者に予告することなく本規約を変更することができるものとします。変更後の規約は、駐車場内への掲示またはなごや介護ネット等への掲載をもって効力を生じるものとします。

附則
本規約は、2026 年 12 月 1 日より施行します。